

# 報道資料

令和 3年 6月18日  
奈良県教育委員会事務局  
学校支援課 春木 土井  
電話：0742-27-8979  
内線：5280、5281

## 住民監査請求の監査結果を受けた教育委員会の対応について

### 1. 住民監査請求の概要

- 奈良県知事は、知事、県立王寺工業高校学校長及び受注者に対し、令和2年度の王寺工業高校の3件の耐震関連工事として支払った合計677万9,300円の2割に当たる135万5,860円の損害賠償請求をせよ。

#### 【請求人の主な主張】

- ①3件の工事請負契約について、本来1個の契約とすべきものを意図的に細分化することは、法の趣旨を潜脱又は濫用するもの
- ②1個の契約とすべきことは一目瞭然であり、違法な分割発注であることは容易に認識でき、校長には故意又は重過失が存在
- ③知事は委任を受けた職員の財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務があり、これを放置し、あるいは過失により阻止しなかったことにより、故意又は過失が存在
- ④違法な随意契約が締結されたことによって、競争性が不当に喪失させられ、その分だけ工事請負代金が上昇

### 2. 監査結果の概要

- 本件住民監査請求に係る措置要求は、以下の理由により棄却

#### 3件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約すべきであった旨の請求人の主張には理由がない。

- ・学校運営を統括する校長においては、3件の耐震関連工事を一体として仕様を確定させることによる当該工事の発注、契約の遅れが、耐震工事の着工・完成等の遅れにつながることを回避したいという考えには、相応の理由があると認められる。
- ・3件の契約のうち、「①焼却炉ダイオキシン洗浄処分工事」と「②校舎解体に伴う解体・撤去工事」の2件については、ダイオキシン洗浄処分という特殊な工事であるものの、分割して契約しなくとも学校運営上の支障はなく、また、契約日、工事場所、工事業者が同一であることから、一体的な発注、契約をすることは十分可能であったと考えられ、少額随契の方法により契約を締結したことは、合理性が十分あるといえず、法令等の規定及びその趣旨に照らして妥当性に欠けている。
- ・「③校舎解体に伴う公使室新設と駐輪場撤去工事」は、①及び②工事との同時期発注ができなかった事情を考慮すると、個別の工事として少額随契により発注、契約したことは不合理と認められない。

(次頁に続く)

県に契約書の第52条で規定する契約金額の2割相当の損害賠償請求権がある旨の請求人の主張には理由がなく、県の損害が生じているとは認められない。

- ・同条では、独占禁止法に基づいて公正取引委員会が受注者に対して排除命令をし、それが確定していること等を前提とする旨明記しており、本件ではそのような事実がない。
- ・3件の耐震関連工事の実際の契約金額の合計と、仮に3件の関連工事を一体で入札を行った場合に想定される契約金額を比較したが、県に損害が生じているとは認められない。

### 3. 監査結果を受けた対応

#### ●監査結果における以下のような指摘を受け、次のとおり対応

- ・「不適切な契約手続の一部を防止することが可能であったのに、契約手続きの合規性、妥当性等について、王寺工業高校、学校支援課ともに必要かつ十分な調査、検討を行わなかった。」
- ・「教育委員会事務局において、予算要求や予算令達の過程で、工事内容や契約方法等の確認を十分に行っていなかった。」
- ・「教育委員会が既に取り組んでいる再発防止策が実効性のあるものとなるよう継続的に取り組むとともに、学校現場と教育委員会事務局間の密な連絡体制の整備に努めることが望まれる。」

#### 再発防止に向けた取組

教育委員会では、高田高校における不適切な分割発注事案が発生したことや、今回住民監査請求を受けた王寺工業高校を含む他の県立学校においても疑わしい事案があったことを受け、令和2年11月に次のとおり再発防止に取り組むことを決定し、現在その取組を実施中。引き続き、再発防止に向けた取組を継続。

- ①予算要求・編成段階や調達手続き開始前における次年度執行の調整・協議の徹底
- ②学校長に対して、契約事務に関する注意喚起し、自覚を促す (令和2年11月実施)
- ③県立学校の事務職員等に対する会計事務・契約事務手続き等に関する研修の実施 (令和3年1月実施)
- ④会計事務・契約事務手続き等に関するマニュアルの作成、周知 (令和3年1月周知)
- ⑤各学校の監査結果(指摘や注意)の情報を早期に教育委員会事務局及び他校で共有 (令和3年2月実施)

#### 教育長コメント

- ・『高田高校に続いて、王寺工業高校における不適切な分割発注事案が発生したことは大変遺憾である。昨年11月から再発防止に取り組んでいるが、それ以前は、学校現場だけではなく、教育委員会事務局全体で会計法令等を遵守して適正に会計事務を行うことについて認識が欠けていた面があったと感じている。』
- ・『本件契約について、王寺工業高校と学校支援課の認識に相違があったが、王寺工業高校は、当時、新型コロナウイルス感染症対応に追われていたものの、慎重に事務を進めるべきであった。』
- ・『今後はこのようなことが二度と起こらないよう、私を中心に教育委員会が一丸となって、引き続き会計事務の適正化に取り組んでまいりたい。』